

## 「山梨信用金庫 通帳レス口座」に関する特約 新旧対照表

新	旧
<p>1. (特約の適用範囲等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この特約は、次の規定（以下「関連規定」という。）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。</p> <p style="padding-left: 20px;">①普通預金規定</p> <p style="padding-left: 20px;">②総合口座取引規定</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>③各定期預金規定</u></p> <p>2. (通帳レス口座) (省略)</p> <p>(1) 通帳レス口座とは、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『山梨信用金庫 しんきん通帳アプリ』の利用により入出金明細を確認いただく<u>普通</u>預金口座をいいます。</p> <p>(2) ～ (3) (省略)</p> <p>3. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) 通帳レス口座は、原則、現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。）のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引（振替入金、<u>定期入金、定期積金の入金</u>等）はご利用いただけません。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>1. (特約の適用範囲等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この特約は、次の規定（以下「関連規定」という。）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。</p> <p style="padding-left: 20px;">①普通預金規定</p> <p style="padding-left: 20px;">②総合口座取引規定</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(追加)</u></p> <p>2. (通帳レス口座)</p> <p>(1) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『山梨信用金庫 しんきん通帳アプリ』の利用により入出金明細を確認いただく<u>預金</u>口座をいいます。</p> <p>(2) ～ (3) (省略)</p> <p>3. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) 通帳レス口座は、原則、現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。）のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引（振替入金、<u>定期入金等</u>）はご利用いただけません。</p> <p>(2) (省略)</p>

新	旧
<p>4. ～7.</p> <p>8. (預金の払戻し等)</p> <p>(1) 店頭における通帳レス口座の<u>お取引</u>をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『山梨信用金庫 しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示を<u>求めることがあります。</u></p> <p>(2) <u>当金庫は、</u>前項の<u>お取引</u>の手続きに加え、<u>当該お取引</u>を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを<u>求めることがあります。</u>この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは<u>お取引を行いません。</u></p> <p><u>9. (『山梨信用金庫 しんきん通帳アプリ』による定期預金取引に関する注意事項)</u></p> <p>(1) 『山梨信用金庫 しんきん通帳アプリ』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約及び預入については、『山梨信用金庫 しんきん通帳アプリ』に普通預金口座または総合口座の普通預金部分(通帳レス口座を含む。)をご登録いただく場合に受け付けます(以下本条において、ご登録いただいた普通預金口座を「登録普通預金口座」という)。</p> <p>(2) 本アプリを利用した定期預金取引においては、本アプリでの表示により通帳・証書の記載に代えることがあります。</p> <p>(3) 『山梨信用金庫 しんきん通帳アプリ』における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録普通預金口座、またはお客様が指定するお客様名義の他の普通預金口座(登録普通預金口座と同一の信用金庫および</p>	<p>4. ～7.</p> <p>8. (預金の払戻し等)</p> <p>(1) 店頭における通帳レス口座の<u>普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続</u>をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『山梨信用金庫 しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が<u>必要です。</u></p> <p>(2) 前項の<u>払戻しまたは解約等</u>の手続きに加え、当該<u>預金の払戻しまたは解約等</u>を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを<u>求めることがあります。</u>この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは<u>払戻しまたは解約等を行いません。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>同一の店舗の普通預金口座に限る。）へ振り替えます。</u></p> <p><u>(4) 当金庫が特に定める場合を除き、『山梨信用金庫 しんきん通帳アプリ』にて開設した定期預金口座については、登録普通預金口座のお取引店とし、届出印鑑は登録普通預金口座の届出印鑑と共通とします。</u></p> <p><u>(5) 定期預金の預入れ・解約の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。</u></p> <p><u>10.</u> (通帳レス口座の解約) (1) ~ (3) (省略)</p> <p><u>11.</u> (特約の変更) (1) ~ (2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">(令和8年6月1日現在)</p>	<p><u>9.</u> (通帳レス口座の解約) (1) ~ (3) (省略)</p> <p><u>10.</u> (特約の変更) (1) ~ (2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">(令和3年6月20日現在)</p>